

道宣の食物観

佐藤達玄

四分律宗の開祖道宣は、中国的風土の中で、四葉（時藥・非時藥・七日藥・尽形壽藥）に対する伝統的解釈に基づきながらも、中国出家教団への適合をつねに念頭に置いて、独創的見解を試みた。手始めとして、しばしば仏教批判の対象となつた魚肉を取上げている。梁の武帝は「断酒肉文」を公表してその禁止を訴えたが、律僧でさえ病時の肉食を認める意見を示したし、「法苑珠林」^①「釈門自鏡録」^②「冥報記」^③などにも、肉食者が多かつたことを記しているように、魚肉の禁止は不徹底であつた。道宣も「行事鈔」で「諸律並明魚肉^④為^⑤時食^⑥」といつて、魚肉が時食として認められていたことを前提としながらも、大乘の見地からすれば、

今有^⑦凡愚^⑧多嗜^⑨諸肉^⑩。罪中之大勿^⑪過於此。故屠者販売、但為^⑫食肉之人。必無^⑬食者^⑭亦不^⑮屠殺。……今学戒者多不^⑯食^⑰之。与^⑱中国大乘僧同例、有^⑲学大乘語^⑳者、用^㉑酒肉^㉒為^㉓行解^㉔。則大小二教不^㉕取。自入^㉖屠見行内^㉗。天魔外道、尚不^㉘食^㉙酒肉^㉚。

といわざるを得なかつたし、飲酒肉食が一般化していたこと

を認めざるを得なかつたのである。道宣の見解としては、諸律が魚肉を時食としているのは、廃前の教（方便教）としてであつて、基本的には「涅槃經」が主張するように、肉食禁止の立場をとることにあつた。道宣によれば、肉そのものは胎卵湿化の四生の肉ではなく、衆生を度せんがために、ただその形を現わしたまでであると説明している。だが「何由得^①肉而噉^②。唯自死者^③」といつて、自死の肉は認めているから、律宗としては全面的に肉食を禁止したのではなかつたようである。道宣は四葉に対する諸律の見解を示して、

上來弁者、一切經律随^④事弁^⑤体。同^⑥此宗^⑦者具列如^⑧上。今有^⑨愚夫^⑩非時^⑪妄噉^⑫。謂^⑬杏子湯^⑭・乾梨汁^⑮・果漿含^⑯滓^⑰・藕根^⑱・米汁^⑲・乾地黄^⑳・茯苓末^㉑、諸藥酒煎^㉒非^㉓鹹苦^㉔。格^㉕口者非時^㉖噉^㉗之。並出在^㉘自心^㉙、妄憑^㉚聖教^㉛。不^㉜如噉^㉝飯^㉞、末^㉟必長^㊱惡^㊲、引誤後生^㊳、罪流^㊴長世^㊵。

といつて、四葉に対する規定すら守られていなかつたことを伝えている。

道宣は四葉の分類に基づいて、六味によつて四葉を時量・更量・七日量・一期量・大開量の五種に分類している。時量とは、七日葉以外の一切の可食物で、これを依時量食という。更量とは、平旦より二更に至るまでの間に、服することができると一切の漿・甘蔗等で、これを依更量という。七日葉とは、蘇・油・蜜・沙糖等で、これを依七日量という。一期量とは、受戒より一期の終りまで、昼夜を問うことなく、つねに服することのできる甘草等で、これを依一期量という。大開量とは、「善見律」がいうように、急病のとき服することのできる灰・土・水・尿・尿の五つをいい、これを依大開量という。これは世人の捨てたものであるから、受作法を要しないのである。

さらに道宣は「十誦律」や「摩得勒伽論」を参考として、受得した食物が時間の経過によつて、品質に変化が生じても、なお受を成ずるものであるという「転変」について述べている。これを「非時転変」と「時葉転変」に分類し、前者は葡萄漿が変じて苦酒となる場合と、酒になる場合で可否を判定し、後者は甘蔗を例として、時葉を非時葉又は七日葉・尽形寿藥として、服用を認めている。

また病人は、病人食よりも普通食を望むことが強いので、「相和」といつて、栄養価の高い食物とするために、四葉を和合して服用することを勧めている。このように道宣は、四

葉に積極的な解釈と受食法をのべたが、受食に対する宗教的な意義を理解させようとして、「薩婆多論」の五義説を採用してつぎのようにのべている。

一為_レ斷_三盜竊因縁_一、二為_レ作_三証明_一、三為_レ止_三誹謗_一、四為_レ成_三少欲知足_一、五為_レ物生_レ信令外道得_三益_一。

そして受食に関し、能受の者を規定して

能受者、清淨持戒無_レ毀。故言住自性。欲_二求飲食_一名為_二求得_一。此処受_レ食、即度_二与余比丘_一、不_レ須_二更受_一。即名_二此比丘_一為_二能受_一。若破戒・被擯・別住・十三難・三挙・減擯・苾芻・学悔等人、不_レ成_レ受_レ故。

といつている。

さて、所受の食物は可食物であれば、すべて受けるべきであるが、道宣は「所受食、初汎明_二須不_一、二明_二転変_一」といつて、「須不」と「転変」の二点より論じている。「転変」についてはすでにのべた通りであるが、「須不」とは、受けることのできるものと、できないものの意であるといつてゐる。これについて「行事鈔」は、

初中十誦、五種塵不_レ須_レ受。謂食塵・穀塵・衣塵・水塵・風塵。苾芻細受、善見、若塵大落鉢中、一可_レ除者去_レ之、余者不犯、細者若麁須受。前十誦者、或無人、或無中塵。行_レ食時、比座余食、進_二入鉢中_一成_レ受。僧祇、一切塵、一切更受。除_二畜生振_レ身塵_一。若作意成_レ受。乃至行_二餅麁飯等_一、抖擻筐器、進_二落鉢中_一、不_二作意_一者不_レ成。反_レ上成

レ受。僧尼五淨、互受。善見、若病急縁、大小便・灰土得_二自取_一。明了論名大開量、如_二下卷説_一。律中灰土・泥等須_レ受。応有_レ人_レ処_二。

といっている。この説明でも分るように、五種の塵が附着した食物を受けるか否か、についてのべたものであるが、「十誦律」は細かい塵のついたものは、受けてならないとするが、「善見律」は「細なるものは更に受けよ」と反対意見をのべている。これについて道宣は註を加えて、前者は「人無き処」について言つたものであり、後者は「応に人ある処なるべし」といつて、兩者を和合せようとする意見をのべている。この道宣の和合説について、大覚は「四分律鈔批」巻十九で、当時種々の解釈が行われていたことを、つぎのようにのべている。

十誦、五種塵不_レ用_レ受。善見、令_レ受。一文相違者、解云、前十誦、恐是無人処故、不_レ須_レ受。此見論抛有人処也。又一解云、前十誦所明、抛小塵。眼所_レ不_レ見者故、不_レ須_レ受。見論、抛_二是眼所見者_一。理須_レ受也。善見、若塵落鉢中、乃至余者不_レ犯。細者更受者、意云、最大者、余之極小、眼不_レ見者、不_レ須_レ受。故言_二不_レ犯_一。若不_レ者、是眼所見、不_レ可_二捉得_一者、須_レ受。故言_二細者更受_一。又解、余不_レ犯者、立云、是望_二草木等_一棄却。又不_レ觸食故云、不_レ犯。又云、余者是食也。既除_二所落之塵_一已。余食不_レ成_レ觸。故不_レ犯。

また、元照の「四分律行事鈔資持記」巻中にも、これについて、

十誦五塵不受、在_レ文少漫。如_二注通_一之。善見初明_二塵落_一。可_レ決_二十誦_一。注中両意、和_二會律論_一。

といつて、道宣と同意見をのべている。

つぎに「行事鈔」は四種淨地についてのべているが、この淨地とは僧伽の一部の土地を指定して、厨房の地としてここに食物を貯蔵し、あるいは料理しても律制に触れないとする淨地法についてのべたものである。比丘たちは波逸提第三十八「食殘宿戒」によつて食物の貯蔵が禁じられていたし、同第十一「壞生種戒」によつて、生きている根莖の類や果物を受けることも禁ぜられていた。果物などは淨人によつて傷つけさせる淨法によつて、死果として食べるようにすることが定められている。

多数の比丘たちが居住していた中国の寺院では、多量の食物を必要としたから、この淨地法は不可欠の便法として重視されたことであろう。「行事鈔」がのべる四種の淨地は、「四分律」の藥鍵度がのべるものに相当する。この淨地の設定は、寺院建立のときに預め食糧貯蔵庫用の場所として、僧伽で白_二羯磨_一により、特別な除外地として指定するのである。こうして決定された除外地は、僧伽に寄進された土地であつても、寺院に属さない土地とみなされるのである。したがつ

て、そこに食物が保管されても、僧伽の所有物とは認めないから、比丘たちはその食物を食べても、「宿食戒」に触れることにはならないというものである。

「行事鈔」は四種淨地として、(一)籬牆不周淨地、(二)檀越淨地、(三)処分淨地、(四)白二結淨地の四つをのべている。(一)(二)(三)の淨地の説明は諸律と同じであるが、白二結淨地を結する方法が少しく異なっている。それは「懸かに指して結取す」るのであるといっている。この「懸指結」法とは、「行事鈔資持記」によると、「僧在^レ大界^ニ遙^ニ加^ス法^ヲ」するものであり、この法は道宣によれば「古師」の説であるといつて名前を出していない。だが景霄の「四分律鈔簡正記」卷十六をみると「古師等者、即魏朝慧光大師也。」といっているから、この淨地決定法は、四分律宗の開祖慧光僧統の頃から行われていたものを、継承したものであることが知られる。

右の四種淨地のうち、正式に羯磨作法の必要があるものは「白二結淨地」のみで、他の三者は初めから淨地として認められたものであるから、同宿・同煮は可能であつた。ただ処分淨地が檀越の面前で処分する形式をとるから、形式上では羯磨結界の必要があるものの中に入れる見解がとられているので、「行事鈔」では「加法中、四淨二種不^レ作^ス」といい、また「檀越淨・不周淨此二処、不^レ問^ス内外昼夜^ニ同^ニ宿煮^ス無^レ過^ヒ。」というのである。このように四種淨地が認められ、そ

こに淨厨が造られたとしても、波逸提法の「露地然火戒」や「壞生種戒」が制定されているため、比丘が自ら露地で火を燃すことや、穀物を煮ることが禁ぜられている。しかしこの禁制が一時的にも解かれることもある。これが「行事鈔」でいう特別の解禁措置「儉開八事」である。その八事とは「四分律」卷五十四によると、

仏聽^ニ内宿・内煮・自煮・自取食^一。早起受^レ食。從^レ彼持^レ食來。若雜菓、若池水所出可^レ食者、如是皆聽^下不^レ作^ニ余食法^一得^チ食。大迦葉答言、実如^ニ汝所說^一。世尊以^ニ穀貴^一時世人民相食、乞求難^レ得、慈愍比丘^ニ故、聽^ニ此八事^一。時世豐熟、飲食多饒。仏還制不^レ聽^ス。

といっているように、飢饉の際は食糧の入手が困難であり、かつ盜難の発生が憂慮されるので、一時的な解禁方法として八事が認められている。この八事の中、内宿・内熟・自熟の三つは諸律共通であるが、それ以外に相違が見られる。「行事鈔」の八事が他律と異なる点は、「余食法」によつて、比丘が乞食して得たものを食べることを認め、これに二種の別があるとして「僧俗の二食」を加えたことにある。そしてこの二食はともに加法すればよいとしているのである。「行事鈔」はこの八事に関して、

若定^レ罪者、應^レ開^ニ八罪^一、内宿・内煮・自煮・惡触・不受・足食・殘宿等、三波逸提・四突吉羅。義如^ニ壞生^一。如^ニ水陸果子^一、不^レ受而食。豈令淨耶。

といつて、八事に対してそれぞれ配罪して、安易に流れ易い日常生活に警告を与えることを忘れなかつた。

さて、受得した食物を食べるには浄法の手続きが必要である。浄とは「罪に触れない」の意味があり、本来、罪に触れる行為を種々の手続きによつて、犯罪から免れしめようとする配慮が宿されている。⁽²⁰⁾比丘は自分では作浄することができないので、地に置いて浄人に作浄させ、手を洗つて受食する方法がとられている。「行事鈔」は「僧祇律」を引用して、「毎^ニ食時^ニ上座^レ応^レ問。果菜^ニ浄末、無^レ蟲^不。」と問答如法に行うべきことをのべ、「四分律」・「僧祇律」・「毘尼母經」等によつて、諸律の浄法をあげている。なかでも「四分律」の十種浄法を中心としてのべ、(1)果実の浄法としては、火浄・刀浄・瘡浄・鳥啄浄・不中種浄の五種、(2)根種の浄法としては、皮剝・剝皮・癘・破・瘰癧の五種、このほか「僧祇律」の揉糝浄、「毘尼母經」の水漂浄・塵空浄、「五分律」の總浄等を引用している。

また受食について、「行事鈔」は四薬の受得に手受・口受の不同があるとし、受食の心構えとして、(1)器食相對、(2)身心相對、(3)単心無對受、(4)連絆觸礙、(5)心境相當受、(6)非心境受の六種をのべている。これら六種の中で、「心境相當受」が本来の受法であつて、授者・受者・食物の三者が法に適つたものでなくてはならないといつてゐる。そして「食須觀門

五別」といい、食事に臨んで起すべき觀念を、「五觀の偈」にまとめた。表現は多少異なるが、現に禪門の食事作法に生かされている。

一計功多少^ニ量^ニ彼來處。二自付^ニ已德行^ニ全欠多減。三防^レ心顯^レ過不^レ過^ニ三毒。四正事^ニ良藥^ニ取濟^ニ形苦。五為^レ成^ニ道業^ニ世報^ニ非意^意。五種の觀門をこのような形式にまとめたのは、道宣によるものと思われる。

ところ受食という行為は、手口二受につきるが、「行事鈔」はその制意をつぎのようにのべている。

手受五義。如^レ薩婆多云、一為^レ斷盜竊因緣故、二為^レ作^ニ証明^一故、三為^レ止^ニ誹謗^一故、四為^レ成^ニ少欲知足^一故、五為^レ生^ニ他信敬^一心^一令^レ外道得^ニ益故^故。(中略) 次口受意、為^レ防^ニ護手受^一故。若無^ニ口法^一過午便失。由^レ有^ニ口法^一乃至^ニ限滿^一。又為^レ防^ニ多罪^一故。

といい、さらに「十誦律」によつて

時分藥^{猶是非時別名}七日・尽形、是三種藥、必須^レ有^レ病。非^ニ舉宿惡捉^一者、手口二受得^レ服。

といい、さらに能受の者は、清浄持戒の比丘であることが条件であり、

若破戒・被擯・別住・十三難・三舉・減擯・底減擯・學悔等人不^レ成^レ受。

といつて、破戒比丘の受食について細心の注意を払つてゐるのである。そして四薬に関する手口二受の生罪と、どのよう

な罪を防護するのか、などを自問自答の形式でつぎのように
のべている。

(1)時薬手受、過中生二罪。失受惡触、経レ宿生三殘宿・惡触二罪。
如二時薬二手受防三罪。不受惡触也。口受同レ之。

(2)非時漿手生三二罪、同三時薬中。口受生三三罪。明相出有二非時・
殘宿・惡触。

非時漿手受防三罪。一防二往不受、二防三不_レ受而捉惡触。口
防三罪。一防二過中失受。二防三過時失受惡捉。

(3)七日薬手生三二罪同_レ上。口生三五罪。八日明相出為_レ言。謂殘
宿・非時・犯捨墮・惡触、服尼薩耆不捨藥三吉羅、具足三提
二吉。

七日薬手受防三罪同_二漿中_一。口防三三罪、一防二過時失受、二
防三過中惡触、三者殘宿。昔云_レ防三内宿。此無律文。以二尽形_レ為証。例知不開。

(4)尽形寿薬手受同_レ前。口受亦有_二生三六罪_一者。無病而服吉羅。余
如二隨相非時・不受・殘宿三戒具明。

尽形寿薬手受同_レ上。口防六罪。一過時失受不受、二惡触、三
殘宿、四内宿、五或有_二内煮_一、六自煮。以變生_レ作熟故。

また四葉中、七日薬はなぜ罪が重く、余の三薬は軽いのか、
という問に対して、

(1)即用資強、垢心厚重。

(2)体現常存、聖開_二説浄_一、反_二違仏教_一過_レ限不_レ説。故重。余薬反
レ此。故輕。

と答えている。また比丘が非時に食べたとき、幾罪を具する

か、の問に対しては、

時薬一咽七罪。非時・殘宿・不受三波逸提、内宿・内煮・自煮・
惡触四突吉羅。

と答えている。

上述のように「行事鈔」は、四薬に対する浄法と、淨地・
淨厨に対して、律蔵の伝統的解釈を尊重することに努めてい
るが、中国の出家教団における偽濫僧の破戒行為、寺院經濟
の急激な向上、僧尼の日常生活の貴族化とが、不斷に進展し
ていた事実から考えれば、四薬の授受の規定も、基本的な在
り方を示したものであつて、必ずしも守られたとは思われな
いのである。

- 1 法苑珠林卷九三、九四、(大正蔵卷五十三所収)。
- 2 釈門
自鏡錄(大正蔵卷五一所収)。
- 3 冥報記(大正蔵卷五一所収)。
- 4・5・6 行事鈔「四薬受淨篇」(大正蔵卷四〇・一一八上)。
- 7 同上、一一九上。
- 8・9 行事鈔「隨戒相篇」(大正蔵卷
四〇・八三上)。
- 10・11 同上、八三中。
- 12 四分律鈔批卷一九
(統蔵經第一輯第六七套第四冊、四〇〇頁)。
- 13 四分律行事鈔
資持記卷中(大正蔵卷四〇・三一九下)。
- 14 同上、三八〇下。
- 15 四分律鈔簡正記卷一六(統蔵經第一輯第六八套第五冊四七三
頁)。
- 16 行事鈔「四薬受淨篇」(大正蔵卷四〇・一一九下)。
- 17 同上、一二〇上。
- 18 四分律卷五十四(大正蔵卷二二、九
六八下)。
- 19 行事鈔「四薬受淨篇」(大正蔵卷四〇・一一二中
下)。
- 20 平川彰「律蔵の研究」七〇〇頁参照。
- 21 行事鈔「四
薬受淨篇」(大正蔵卷四〇・一一二下)。
- 22 同上「隨戒相篇」
(大正蔵卷四〇・八四上)。
- 23・24 同上「四薬受淨篇」(大正蔵
卷四〇・一二三上中)。
- 25 同上「隨戒相篇」(大正蔵卷四〇・
八三上)。
- 26・27・28 同上「四薬受淨篇」(大正蔵卷四〇・一二
四中下)。

(駒沢大学教授・文博)